

「特別市制度に関する緊急声明」を発表しました

本日、県内三指定都市市長（山中 横浜市長、福田 川崎市長、本村 相模原市長）は、別紙のとおり、緊急声明を発表しましたので、お知らせします。

問合せ先
相模原市 広域行政課
電話：042-769-8248

特別市制度に関する緊急声明

現在、国の第34次地方制度調査会において、特別市制度を含む大都市地域における行政体制の在り方について、調査審議が行われています。

こうした中、本年4月14日に神奈川県町村会、5月12日に県内16市長から、特別市の法制化に反対する旨の要望が、神奈川県知事に対して提出されました。

今回の要望は、神奈川県が特別市制度に対し指摘する「財政面の影響」や「総合調整機能への支障」などを危惧したものと受け止められますが、これはあくまでも現行の指定都市制度を前提として、神奈川県が見解として主張している内容に基づくものです。

特別市は現行の指定都市とは異なる新たな地方自治制度であり、仮に県と特別市の間に財源配分に著しい不均衡が生じる場合であっても、現在行われている行政サービスの円滑な実施に支障を来すことのないよう、調整できる仕組みの構築について、国との協議の上、検討を進めていくことを想定しています。また、総合調整機能についても、県と特別市が水平連携を行う仕組みや協議の枠組み等を設けることなどにより、総合的に対応していくことが可能と考えます。

こうした前提の違いを踏まえれば、県の主張は、特別市制度全体に対する理解をミスリードし、結果として、県内市町村と指定都市との分断を助長しかねないものであると考えます。

現在、国において、大都市制度の在り方について幅広い検討を行う正式な場が設けられている中で、制度の可能性をあらかじめ否定することには、強い違和感と疑問を抱かざるを得ません。

また、特別市の法制化は、大都市地域における地方自治の在り方について、住民自らが選択できる余地を広げるものであり、法制化自体を一律に否定することは、住民の選択肢そのものを否定することにもつながりかねません。

人口減少時代を見据え、持続可能な社会の実現に向けては、行政目線での対立ではなく、客観的かつ論理的なデータに基づき、住民目線に立った建設的な議論が行われることが必要です。

私たちは今後も、特別市制度の意義や考え方について丁寧な説明を積み重ね、幅広い関係者の皆様の理解が深まるよう努めてまいります。そして、特別市制度を含む大都市制度の在り方について、第34次地方制度調査会における議論のさらなる進展を期待しつつ、新しい地方自治の形を切り拓いてまいります。

令和8年5月13日

横浜市長 山中 竹春
川崎市長 福田 紀彦
相模原市長 本村 賢太郎